

## 国内旅行中(団体旅行の集合地に集合した時から解散地で解散するまでを補償します。)の事故によるケガや手荷物の盗難・破損等様々な危険を補償します。

国内旅行傷害保険\*1とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約をセットしたものをいいます。国内旅行傷害保険には、賠償責任危険担保特約、携行品損害担保特約、救済者費用等担保特約、等をセットすることができます。\*1保険証券等には国内旅行総合保険と表示される場合があります。

## ①～⑤傷害

- ①死亡保険金
- ②後遺障害保険金
- ③入院保険金
- ④手術保険金
- ⑤通院保険金



## ⑥賠償責任保険金

展示品を壊してしまった

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

&lt;示談交渉ができない場合&gt;

- 相手方が、東京海上日動と直接、折衝することに同意しない場合
- 保険の対象なる方に損害賠償責任がない場合等

## ⑦携行品損害保険金



ビデオカメラを落として破損

※携行品の紛失、置き忘れによる損害(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)については保険金をお支払いできません。

※損害額は時価額または修繕費のいずれか低い方をいい、携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等または通貨等は合計で5万円)が損害額の限度となります。

※1回の事故ごとに免責金額(自己負担額)3,000円をお客様にご負担いただきます。

## ⑧救済者費用等保険金

ケガがもとで継続して14日以上入院し、看護のために親族が現地に向かった



&lt;保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、後記「国内旅行傷害保険のご説明」をご確認ください。&gt;

## ご契約タイプ一覧表 (保険金額\*2とお支払いいただく保険料)

保険期間 (ご旅行期間)	日帰り・2日(1泊2日)まで			4日(3泊4日)まで			7日(6泊7日)まで			14日(13泊14日)まで		1ヶ月まで	
	J1	J2	J3	K1	K2	K3	L1	L2	L3	M1	M2	N1	N2
①②死亡・後遺障害保険金額	735万円	1,000万円	1,620万円	735万円	1,000万円	1,620万円	735万円	1,000万円	1,620万円	1,570万円	1,570万円	1,683万円	2,265万円
②後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%の割合を乗じた額をお支払いします。												
③入院保険金日額	3,000円	6,500円	15,000円	2,500円	6,000円	12,000円	1,500円	5,000円	8,500円	12,000円	15,000円	10,000円	15,000円
④手術保険金	入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術は入院保険金日額の5倍となります。												
⑤通院保険金日額	2,000円	3,000円	7,000円	1,500円	2,500円	5,000円	1,000円	2,000円	3,500円	7,000円	10,000円	5,000円	10,000円
⑥賠償責任保険金額 (免責金額0円)	3,000万円												
⑦携行品損害 保険金額 (免責金額3,000円)	10万円	40万円	50万円	10万円	35万円	50万円	10万円	35万円	50万円	30万円	45万円	40万円	50万円
⑧救済者費用等 保険金額	160万円	213万円	215万円	110万円	213万円	178万円	79万円	64万円	103万円	140万円	170万円	300万円	300万円
お支払いいただく保険料	500円	1,000円	1,500円	500円	1,000円	1,500円	500円	1,000円	1,500円	1,500円	2,000円	3,000円	4,000円

\*2各保険金額・日額には引受の限度額がございます。死亡・後遺障害保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。

## ご契約の際のご注意

- ①保険料領収証: 保険料お支払いの際は、保険会社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。
- ②保険証券、保険契約証または被保険者証について: 代理店または保険会社にてご契約のお手続きをされたにも関わらず、保険証券、保険契約証または被保険者証が、旅行出発前に届かないときは、お手数ながらご契約の代理店または営業店へお問い合わせください。お問い合わせに際しましては、領収証番号・保険の種類・保険期間およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、保険証券、保険契約証または被保険者証をお渡しするまでにはお時間がかかる場合がありますので、お早めにお申込みいただきますようお願いいたします。
- ③補償の重複について: ・賠償責任危険担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご確認ください。\*2

\*1 国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。\*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

この保険は山交観光光柵を保険契約者とし、山交観光光柵が取扱う5名以上の国内旅行に参加する旅行者全員を保険の対象となる方とする包括契約です。その為、保険証券を請求する権利、保険契約を解除する権利等は、原則として保険契約者となる山交観光光柵が有しますが、山交観光光柵はご加入者から解約、変更請求等のお申し出があった場合には、必ずこれに応じて必要な対応を行います。

代理店は保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、保険会社と直接契約されたものとなります。

このパンフレットは国内旅行傷害保険の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳細は『国内旅行傷害保険ご契約のしおり』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または保険会社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または保険会社までお問い合わせください。ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合は、このパンフレットの内容を保険の対象となる方全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

<代理店> **山交観光株式会社**  
〒990-2492 山形市鉄砲町2-13-18  
TEL: 023-641-4567 FAX: 023-641-4573

<保険会社> **東京海上日動火災保険株式会社**  
担当支社 山形支店 山形支社  
〒990-8522 山形市 松波1-1-5 山形東京海上日動ビル2階  
TEL: 023-632-5518

国内旅行傷害保険のご説明

ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、当社はその影響がなかったときに相当する金額を支払います。

Table with 3 columns: 保険金の種類 (Insurance Type), 保険金をお支払いする主な場合 (Main Cases for Payment), お支払いする保険金 (Insurance Amount), 保険金をお支払いしない主な場合 (Main Cases for No Payment). Rows include 死亡保険金 (Death Insurance), 後遺障害保険金 (Disability Insurance), 入院保険金 (Hospitalization Insurance), 手術費保険金 (Surgery Insurance), 通院保険金 (Outpatient Insurance), 賠償責任保険金 (Liability Insurance), 携行品損害保険金 (Travel Items Damage Insurance), 救護者費用等保険金 (Rescue Expenses Insurance).

\*2 保険の対象となる方以外の医師が必要であると認め、保険の対象となる方以外の医師が行う治療をいいます。
\*3 自宅等での治療 \*2が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
\*96 親等内の血族、配偶者 \*10 または3親等内の姻族をいいます。
\*10 婚姻の届を出していないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り)
①婚姻意思 \*11を有すること
②同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること
③戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたって継続する意思をいいます。
●上記「傷害」におけるケガには、有毒ガスまたは有毒液体による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、急性性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金をお支払いの対象となりませんのでご注意ください。(たとえば職業病、テニス肩等)
●「日本国内旅行中」とは日本国内において、旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行行程中」をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。ただし、本バリエーションの契約については「旅行者が付保する国内旅行傷害保険契約に関する特約」がセットされているため、団体旅行の集合地にて集合した時から解散地へ解散するまでの間となります。